

14 特別の教科 道徳

道徳教育の目指すもの

道徳の項を進めるに当たり、まず、以下の文章を見てみましょう。

(2) 道徳教育や体験活動、多様な表現や鑑賞の活動等を通して、豊かな心や創造性の涵養を目指した教育の充実に努めること。

学校における道徳教育は、特別の教科である道徳（以下「道徳科」という。）を要として学校の教育活動全体を通じて行うものであり、道徳科はもとより、各教科、外国語活動、総合的な学習の時間、特別活動及び自立活動のそれぞれの特質に応じて、児童又は生徒の発達の段階を考慮して、適切な指導を行うこと。

道徳教育は、教育基本法及び学校教育法に定められた教育の根本精神に基づき、小学部においては、自己の生き方を考え、中学部においては、人間としての生き方を考え、主体的な判断の下に行動し、自立した人間として他者と共によりよく生きるための基盤となる道徳性を養うことを目標とすること。

（特別支援学校小学部中学部学習指導要領第1章第2節2の(2)）

ここに示された道徳教育の目標は、小学校及び中学校学習指導要領にも全く同じことが書かれています。道徳性を養うことは障害の有無にかかわらず学齢期において重要なことを表しています。最初に、その点に留意しておきましょう。

道徳教育は、学校教育全体を通じて行うものです。その目標とするところは、自己の生き方を考え、主体的な判断の下に行動し、自立した人間として他者とともによりよく生きるための基盤となる**道徳性を養う**ことにあります。

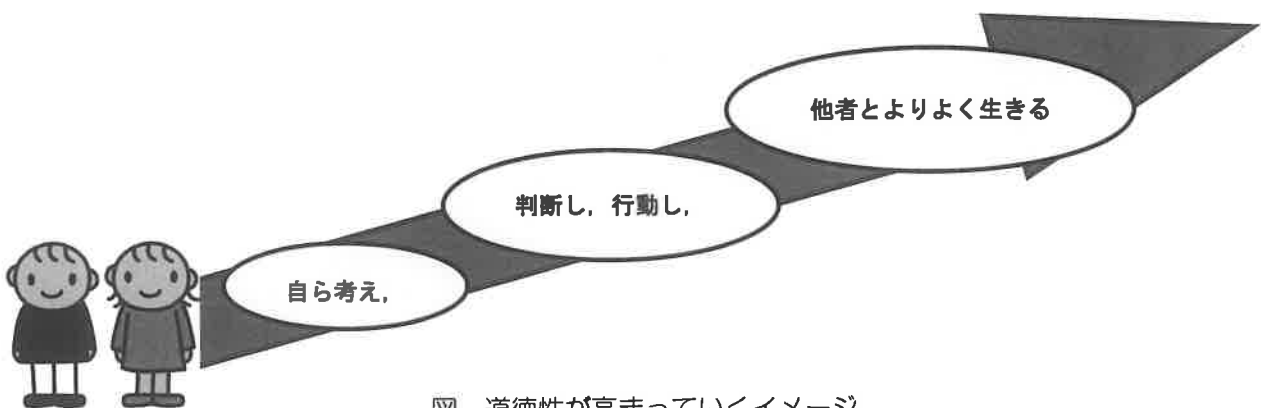


図 道徳性が高まっていくイメージ

なお、高等部においても、「学校における道徳教育は、人間としての在り方生き方に関する教育を学校の教育活動全体を通じて行うことによりその充実を図るもの」（特別支援学校高等部学習指導要領第1章第2節第1款2の(2)）と書かれており、人間としての在り方生き方について学校教育全体を通じて行うこととされています。

道徳教育の内容

【各教科等における内容について】

道徳教育は学校教育全体を通じて行いますが、後述する「特別の教科 道徳」はもちろんのこと、その他の各教科等においても、その特質に配慮しつつ指導をしていくことが求められます。小学校及び中学校の学習指導要領解説「特別の教科道徳編」でも触れられていますが、特別支援学校小学部中学部学習指導要領解説総則編第2章第7節1の(4)では、各教科等における道徳教育について、次のように例示しています。

表 各教科等における道徳教育の内容例

各教科等	指導内容例
国語科	日常生活における人との関わりの中で伝え合う力を高めること
社会科	地域社会に対する誇りと愛情、我が国の国土と歴史に対する愛情を涵養すること
算数科 ・数学科	(小・算数科) 日常の事象を数理的に捉え見通しをもち筋道を立てて考察する力を育てること 算数で学んだことを生活や学習に活用しようとする態度を育てること (中・数学科) ある事象を数理的に考察し筋道を立てて考え、表現する能力を高めること 数学を活用して考えたり判断しようとしたりする態度を育てること
理科	(小学部) 栽培や飼育などの体験活動を通して自然を愛する心情を育てること 見通しをもって観察、実験を行うことや、問題解決の力を育てること (中学部) 生物間相互の関係や自然界のつり合いについて考えさせ、自然と人間との関わりを認識させること 目的意識をもって観察、実験を行うことや、科学的に探求する能力を育て、科学的な見方や考え方を養うこと
生活科	自然に親しみ、生命を大切にするなど自然との関わりに関心をもつこと、自分のよさや可能性に気付くなど自分自身について考えさせること、生活上のきまり、言葉遣い、振る舞いなど生活上必要な習慣を身に付け、自立し生活を豊かにしていくための資質・能力を育成すること
音楽科	音楽活動の楽しさを体験することを通して、音楽を愛好する心情と音楽に対する感性を育むとともに、音楽に親しむ態度を養い、豊かな情操を培うこと

特別の教科 道徳

図画工作科 ・美術科	(小・図画工作科) つくりだす喜びを味わうとともに、感性を育み、楽しく豊かな生活を創造しようとする態度を養い、豊かな情操を培うこと
	(中・美術科) 創造する喜びを味わうようにすること
家庭科・ 技術・家庭科	(家庭科) 日常生活に必要な基礎的な知識や技能を身に付け、生活をよりよくしようと工夫する資質・能力を育てること
	(技術・家庭科) 生活に必要な基礎的・基本的な知識及び技能を習得すること 進んで生活を工夫し創造しようとする態度を育てること
体育科 ・保健体育科	(体育科) 自己の課題の解決に向けて運動したり、集団で楽しくゲームを行ったりすること
	(保健体育科) 集団でのゲームなど運動をすること 健康・安全について理解すること
外国語科	(小学部) 外国語の背景にある文化に対する理解を深め、他者に配慮しながら、主体的に外国語を用いてコミュニケーションを図ろうとする態度を養うこと
	(中学部) 外国語を通じて、我が国や外国の言語や文化に対する理解を深めること
外国語活動	外国語を通して、言語やその背景にある文化に対する理解を深め、相手に配慮しながら、主体的に外国語を用いてコミュニケーションを図ろうとする態度を養うこと
総合的な学習 の時間	横断的・総合的な学習を探求的な見方・考え方を働かせて行うこと 主体的に判断して学習活動を進めたり、粘り強く考え解決しようとしたり、自己の目標を実現しようとしたり、他者と協調して生活しようとしたりする資質・能力を育てること
特別活動	特別活動における学級や学校生活における集団活動や体験的な活動において、「集団活動に自主的、実践的に取り組み」「互いのよさや可能性を発揮」「集団や自己の生活上の課題を解決」など

【児童生徒の実態に応じた指導内容の重点化について】

特別支援学校においては、**児童生徒の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等を踏まえ、指導内容の重点化を図ることが求められています。**具体的には、小学部・中学部・高等部（知的障害）ごとに、次のように示されています。

特別の教科 道徳

(小学部)

児童の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等を踏まえ、指導内容の重点化を図ること。その際、各学年を通じて、自立心や自律性、生命を尊重する心や他者を思いやる心を育てることに留意すること。

(特別支援学校小学部中学部学習指導要領第1章第7節の2)

(中学部)

生徒の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等を踏まえ、指導内容の重点化を図ること。その際、小学部における道徳教育の指導内容を更に発展させ、自立心や自律性を高め、規律ある生活をする事、生命を尊重する心や自らの弱さを克服して気高く生きようとする心を育てること、伝統と文化を尊重し、それらを育んできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重すること、国際社会に生きる日本人としての自覚を身に付けることに留意すること。

(特別支援学校小学部中学部学習指導要領第1章第7節の4)

(高等部)

中学部又は中学校までの特別の教科である道徳の学習等を通じて深めた、主として自分自身、人との関わり、集団や社会との関わり、生命や自然、崇高なものとの関わりに関する道徳的諸価値についての理解を基にしながら、様々な体験や思索の機会等を通して、人間としての在り方生き方についての考えを深めるよう留意すること。また、自立心や自律性を高め、規律ある生活をする事、生命を尊重する心を育てること、社会連帯の自覚を高め、主体的に社会の形成に参画する意欲と態度を養うこと、義務を果たし責任を重んじる態度及び人権を尊重し差別のないよりよい社会を実現しようとする態度を養うこと、伝統と文化を尊重し、それらを育んできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重すること、国際社会に生きる日本人としての自覚を身に付けることに関する指導が適切に行われるよう配慮すること。

(特別支援学校高等部学習指導要領第1章第2節第7款の2)

【要としての「特別の教科 道徳」について】

各教科等における道徳教育をさらに補充、深化、統合する役割として「特別の教科 道徳」が道徳教育の「要」として置かれています。これは、道徳教育において、これまで受け継がれ、共有されてきたルールやマナー、社会において大切にされてきた様々な道徳的価値などについて、児童生徒が発達の段階に即し、一定の教育計画に基づいて学び、それらを理解し身に付けたり、様々な角度から考察し自分なりに考えを深めたりする学習の過程が重要と

特別の教科 道徳

考えられるため、道徳の時間が設けられた、という経緯によります。

【「特別の教科 道徳」と各教科との違い】

道徳には、「特別の教科」という表現が用いられ、その他の各教科とは区別をされています。それは以下の三点が各教科と異なるためです。

- 道徳教育の要となって人格全体に関わる道徳性の育成を目指すものであること
- 指導に当たっては、児童生徒をよく理解している学級担任が原則として担当することが適当と考えること
- 指導要録等に示す評価として、数値などによる評価は導入すべきではないこと
(「道徳に係る教育課程の改善等について」中央教育審議会平成26年10月答申)

この違いを念頭に置いた上で、道徳の指導及び評価について考えていくことが求められます。

【教育課程上の位置づけ】

特別支援学校小学部中学部学習指導要領第3章において、「小学部又は中学部の道徳科の目標、内容及び指導計画の作成と内容の取扱いについては、それぞれ小学校学習指導要領第3章又は中学校学習指導要領第3章に示すものに準ずる」と記述されており、道徳の時間は小学部・中学部ともに教育課程上に位置付けて指導することになります。

高等部においても、知的障害を有する生徒の場合、学習指導要領の中で「道徳科の目標及び内容については、小学部及び中学部における目標及び内容を基盤としさらに、青年期の特性を考慮して、健全な社会生活を営む上に必要な道徳性を一層高めることに努めるものとする」とあり、同じく教育課程上に位置付けて指導することが求められています。

「教育課程上に位置付ける」とは、年間の授業時間数を適切に定めて指導するという事です。従って、知的障害を有する児童生徒を教育する特別支援学校においては次のような形態で指導を進めることになります。

【知的障害を有する児童生徒を教育する特別支援学校における指導形態】

時間における指導	週時程表上に位置付けて、道徳の指導を行う。
各教科等を合わせた指導	生活単元学習や作業学習、遊びの指導等のように各教科等を合わせた指導の中で道徳の指導を行う。
時間における指導と各教科等を合わせた指導の混合	年間を通じて、一定の期間を時間における指導で、それ以外を各教科等を合わせた指導で行う。

どの形態であっても、道徳科においては次に述べる内容項目を意識して取り組んでいくことが求められることは言うまでもありません。

道徳科の目標と内容

続いて、道徳科の目標と内容について考えていきましょう。

【道徳科の目標】

道徳科の目標については、先に示した特別支援学校小学部中学部学習指導要領において、「小学校学習指導要領第3章または中学校学習指導要領第3章に示されたものに準ずる」

特別の教科 道徳

と明記されています。

第1章総則の第1の2の(2)に示す道徳教育の目標に基づき、よりよく生きるための基盤となる道徳性を養うため、道徳的諸価値についての理解を基に、自己を見つめ、物事を多面的・多角的に考え、自己の生き方についての考えを深める学習を通して、**道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度**を育てる。

小学校学習指導要領、中学校学習指導要領「第3章 特別の教科 道徳」の「第1 目標」

道徳教育の目標である道徳性を養うために、道徳科においては、「道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度を育てる」ことが目標とされます。小学校学習指導要領解説 特別の教科道徳編（以下、「解説道徳編」とする）からこれらの言葉の意味をもう少し拾い上げてみます。

道徳的判断力	それぞれの場面において善悪を判断する能力である。つまり、人間として生きるために道徳的価値が大切なことを理解し、様々な状況下において人間としてどのように対処することが望まれるかを判断する力。的確な道徳的判断力をもつことによって、それぞれの場面において機に応じた道徳的行為が可能になる。
道徳的心情	道徳的価値の大切さを感じ取り、善を行うことを喜び、悪を憎む感情のこと。人間としてのよりよい生き方や善を志向する感情であるとも言える。それは、道徳的行為への動機として強く作用するものである。
道徳的実践意欲と態度	道徳的判断力や道徳的心情によって価値があるとされた行動をとろうとする傾向性を意味する。道徳的実践意欲は、道徳的判断力や道徳的心情を基盤とし道徳的価値を実現しようとする意志の働きであり、道徳的態度は、それらに裏付けられた具体的な道徳的行為への身構えである。

【道徳科の内容項目及びそれらを分類整理する四つの視点】

道徳科の目標に迫るために扱う内容項目は、別添の「**内容項目一覧**」にあるように、四つの視点で分類整理されています。「A 主として自分自身に関すること」「B 主として人との関わりに関すること」「C 主として集団や社会との関わりに関すること」「D 主として生命や自然、崇高なものとの関わりに関すること」がその四つです。この視点に見られる様々な関わりにおいて、我々は様々な側面から道徳性を発現させ、身に付け、人格を形成していきます。

同じく解説道徳編から四つの視点についての説明を抜き出してみましょう。

A 主として自分自身に関すること	自己の在り方を自分自身との関わりで捉え、望ましい自己の形成を図ることに関するもの
B 主として人との関わりに関すること	自己を人との関わりにおいて捉え、望ましい人間関係の構築を図ることに関するもの

特別の教科 道徳

C 主として集団や社会との関わりに関すること	自己を様々な社会集団や郷土、国家、国際社会との関わりにおいて捉え、国際社会と向き合うことが求められている我が国に生きる日本人としての自覚に立ち、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な道徳性を養うことに関するもの
D 主として生命や自然、崇高なものとの関わりに関すること	自己を生命や自然、美しいもの、気高いもの、崇高なものとの関わりにおいて捉え、人間としての自覚を深めることに関するもの

この四つの視点は、それぞれが単独にあるものではありません。「例えば、自律的な人間であるためには、Aの視点の内容が基盤となって、他の三つの視点の内容に関わり、再びAの視点に戻ることが必要になる。また、Bの視点の内容が基盤となってCの視点の内容に発展する。さらに、A及びBの視点から自己の在り方を深く自覚すると、Dの視点がより重要になる。そして、Dの視点からCの視点の内容を捉えることにより、その理解は一層深められる」と、相互に深い関連をもっていると説明されています。

そこで、各学年段階においては、このような関連を考慮しつつ、四つの視点に含まれる**全ての内容項目について適切に指導していく必要があります。**

別添の「内容項目一覧」で確認すると、四つの視点はそれぞれ、「小学校第1学年及び第2学年」「小学校第3学年及び第4学年」「小学校第5学年及び第6学年」「中学校」に分かれており、四つの視点の下位にある内容項目も低学年、中学年、高学年及び中学校で項目数が異なります。また、表に付記された内容項目を端的に表すキーワードも小学校と中学校では若干の変更が見られます。これは、児童生徒の発達の段階に応じた対応であり、指導の際には、まず当該学年の内容項目を確認し、それを実態に合わせて具体化していくことが求められています。なお、児童生徒の実態に合わせて内容項目を具体化していく際には、幼稚園教育要領及び特別支援学校幼稚部教育要領に掲げられた「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」も参考にすることができると考えられます。

【特別支援学校における道徳科】

特別支援学校の道徳科において、道徳の目標、内容及び指導計画の作成と内容の取扱いについては小学校及び中学校に準ずる他、特別支援学校独自の項目が三点掲げられています。

- 1 児童又は生徒の障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服して、強く生きようとする意欲を高め、明るい生活態度を養うとともに、健全な人生観の育成を図る必要があること。
- 2 各教科、外国語活動、総合的な学習の時間、特別活動及び自立活動との関連を密にしなが、経験の拡充を図り、豊かな道徳的心情を育て、広い視野に立って道徳的判断や行動ができるように指導する必要があること。
- 3 知的障害者である児童又は生徒に対する教育を行う特別支援学校において、内容の指導に当たっては、個々の児童又は生徒の知的障害の状態、生活年齢、学習状況及び経験等に応じて、適切に指導の重点を定め、指導内容を具体化し、体験的な活動を取り入れるなどの工夫を行うこと。

特別支援学校小学部中学部学習指導要領第3章特別の教科 道徳

特別の教科 道徳

これらは、「児童生徒の障害による種々の困難さに配慮しつつ、強く生きようとする意欲を高め、明るい生活態度を養い、健全な人生観の育成を図ること」「各教科等との関連を密にしながら指導をしていく必要があること」「指導に当たっては、個々の児童生徒の知的障害の状態、生活年齢、学習状況及び経験等に応じて適切に指導の重点を定め、指導内容の具体化と体験的な活動を取り入れる等の工夫をすること」を示しています。

【特別支援学校高等部の道徳科の目標及び内容、指導計画の作成と内容の取扱いについて】

特別支援学校高等部学習指導要領においては、第3章に「目標及び内容」「指導計画の作成と内容の取扱い」が書かれています。以下にそれを掲げます。

第1款 目標及び内容

道徳科の目標及び内容については、小学部及び中学部における目標及び内容を基盤とし、さらに、青年期の特性を考慮して、健全な社会生活を営む上に必要な道徳性を一層高めることに努めるものとする。

第2款 指導計画の作成と内容の取扱い

- 1 指導計画の作成に当たっては、生徒や学校、地域の実態を十分考慮し、中学部における道徳科との関連を図り、計画的に指導がなされるよう工夫するものとする。
- 2 各教科、総合的な探究の時間、特別活動及び自立活動との関連を密にしながら、経験の拡充を図り、豊かな道徳的心情を育て、将来の生活を見据え、広い視野に立って道徳的判断や行動ができるように指導するものとする。
- 3 内容の指導に当たっては、個々の生徒の知的障害の状態、生活年齢、学習状況及び経験等に応じて、適切に指導の重点を定め、指導内容を具体化し、体験的な活動を取り入れるなどの工夫を行うものとする。

(特別支援学校高等部学習指導要領第3章)

このように、高等部においては、小学部及び中学部での学びとの関連を図るとともに、青年期の特性も考慮して、健全な社会生活を営んでいくことをねらい、将来の生活を見据えた広い視野に立って道徳的判断や行動ができるように指導をしていくことが求められています。

小学部中学部・高等部の各学習指導要領の「指導計画の作成と内容の取扱い」の中で共通している「適切に指導の重点を定める」とは、児童生徒の知的障害の状態、生活年齢、学習状況及び経験等に応じ、現時点で重点的に指導していくことが効果的である内容を定めていくことを意味しています。障害の有無によらず、「道徳性を養う」ことは一人一人の児童生徒に求められていることであり、全ての内容項目を指導していくことは道徳性を養うための大前提であることに留意しましょう。

道徳科の評価

道徳科の評価にあたっては、児童生徒一人一人について、どこまで道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度を育ててきたかについて継続的に見取ってその変容を評価していきます。このことが、他の教科・領域とは大きく異なる点です。例えば、道徳科と生活科の内容には、重複していると感じられるものが少なくありません。生活科の場合には指導目標を設定し、その目標を達成することができたかどうかを観点別に評価していくことが重要になります。

一方で、道徳科では、児童生徒一人一人について、どのように道徳的な判断力、心情、実践意欲及び態度が育ててきたかを共感的・肯定的に受け止めた評価になります。従って、各教科で行われる学習状況を分析的に捉える観点別評価で見取することは、適切ではありません。

また、道徳の内容項目は道徳科の指導内容を構成するものですが、単に知識として理解させるだけであったり、特定の考え方に無批判に従わせたりしてはなりません。内容項目に含まれる道徳的諸価値についての理解を基にして、自己を見つめ、物事を多面的・多角的に捉え、自己の生き方について考えを深める学習を通して、道徳科の目標である「道徳性を養う」ことを目指していきます。このため、道徳科の評価にあたっては、学習活動に着目し、年間や学期といった一定の時間的なまとまりの中で、児童生徒がいかに成長したかを積極的に受け止めて認め、励ます視点から学習状況や道徳性に係る成長の様子を把握する個人内評価となることを強く意識しなければなりません。「個々の内容項目ごとではなく、大きくりなまとまりを踏まえた評価とすることや、他の児童との比較による評価ではなく、児童がいかに成長したかを積極的に受け止めて認め、励ます個人内評価として記述式で行う」（解説道徳編 p.110）ように留意する必要があります。

【学習状況や道徳性に係る成長の様子を把握する工夫】

児童生徒の道徳科における学習状況や道徳性に係る成長の様子を把握するにあたっては、次のような工夫があげられます。

- 学習の過程や成果などの記録を計画的にファイルに蓄積する。
- 道徳性を養っていく過程での児童生徒のエピソードを累積したものを評価に活用する。
- 作文やレポート、スピーチやプレゼンテーションなど具体的な学習の過程を通じて児童生徒の学習状況や道徳性に係る成長の様子を把握する。
- 年度当初に自らの課題や目標を捉えるための学習を行ったり、年度途中や年度末に自分を振り返る学習をしたりする。

（解説道徳編 p.112）

【発達障害等のある児童生徒についての留意事項】

その一方で、発達障害等のある児童生徒に対しては、学習過程で考えられる「困難さの状態」を十分に把握し、必要な配慮をした上で指導を行い、評価にあたっては困難さの状況を

特別の教科 道徳

踏まえることに留意しましょう。解説道徳編では、次のような例が挙げられています。

例えば、他者との社会的関係の形成に困難がある児童の場合であれば、相手の気持ちを想像することが苦手で字義通りの解釈をしてしまうことがあることや、暗黙のルールや一般的な常識が理解できないことがあることなど困難さの状況を十分に理解した上で、例えば、他者の心情を理解するために役割を交代して動作化、劇化したり、ルールを明文化したりするなど、学習過程において想定される困難さとそれに対する指導上の工夫が必要である。

そして、評価を行うに当たっても、困難さの状況ごとの配慮を踏まえることが必要である。前述のような配慮を伴った指導を行った結果として、相手の意見を取り入れつつ自分の考えを深めているかなど、児童が多面的・多角的な見方へ発展させていたり道徳的価値を自分のこととして捉えていたりしているかといったことを丁寧に見取る必要がある。

発達障害等のある児童の学習状況や道徳性に係る成長の様子を把握するため、道徳的価値の理解を深めていることをどのように見取るのかという評価資料を集めたり、集めた資料を検討したりするに当たっては、相手の気持ちを想像することが苦手であることや、望ましいと分かっているとおりにできないことがあるなど、一人一人の障害により学習上の困難さの状況をしっかりと踏まえた上で、評価することが重要である。

(解説道徳編 p. 113)

児童生徒の学習上の困難さを理解した上で、その困難さをもちながらも一人一人がどのように多面的・多角的な見方へと発展させていたり道徳的諸価値を自分のこととして捉えていたりしているかといったことを丁寧に見取っていくことが大切です。

特別の教科 道徳

「特別の教科 道徳(道徳科)」の内容項目の一覧

(小1～2は19項目, 小3～4は20項目, 小5～22項目)

キーワード	小学校第1学年及び第2学年(19)	小学校第3学年及び第4学年(20)
A 主として自分自身に関すること		
善悪の判断, 自律, 自由と責任	(1) よいことと悪いこととの区別をし, よいと思うことを進んで行うこと。	(1) 正しいと判断したことは, 自信をもって行うこと。
正直, 誠実	(2) うそをついたりごまかしをしたりしないで, 素直に伸び伸びと生活すること。	(2) 過ちは素直に改め, 正直に明るい心で生活すること。
節度, 節制	(3) 健康や安全に気を付け, 物や金銭を大切に, 身の回りを整え, わがままをしないで, 規則正しい生活をする。	(3) 自分でできることは自分でやり, 安全に気を付け, よく考えて行動し, 節度のある生活をする。
個性の伸長	(4) 自分の特徴に気付くこと。	(4) 自分の特徴に気付く, 長所を伸ばすこと。
希望と勇氣, 努力と強い意志	(5) 自分のやるべき勉強や仕事をしっかりと行うこと。	(5) 自分でやろうと決めた目標に向かって, 強い意志をもち, 粘り強くやり抜くこと。
真理の探究		
B 主として人との関わりに関すること		
親切, 思いやり	(6) 身近にいる人に温かい心で接し, 親切にすること。	(6) 相手のことを思いやり, 進んで親切にすること。
感謝	(7) 家族など日頃世話になっている人々に感謝すること。	(7) 家族など生活を支えてくれている人々や現在の生活を築いてくれた高齢者に, 尊敬と感謝の気持ちをもって接すること。
礼儀	(8) 気持ちのよい挨拶, 言葉遣い, 動作などに心掛けて, 明るく接すること。	(8) 礼儀の大切さを知り, 誰に対しても真心をもって接すること。
友情, 信頼	(9) 友達と仲よくし, 助け合うこと。	(9) 友達と互いに理解し, 信頼し, 助け合うこと。
相互理解, 寛容		(10) 自分の考えや意見を相手に伝えるとともに, 相手のことを理解し, 自分と異なる意見も大切にすること。
C 主として集団や社会との関わりに関すること		
規則の尊重	(10) 約束やきまりを守り, みんなが使う物を大切にすること。	(11) 約束や社会のきまりの意義を理解し, それらを守ること。
公正, 公平, 社会正義	(11) 自分の好き嫌いとらわれないで接すること。	(12) 誰に対しても分け隔てをせず, 公正, 公平な態度で接すること。
勤労, 公共の精神	(12) 働くことのよさを知り, みんなのために働くこと。	(13) 働くことの大切さを知り, 進んでみんなのために働くこと。
家族愛, 家庭生活の充実	(13) 父母, 祖父母を敬愛し, 進んで家の手伝いなどをして, 家族の役に立つこと。	(14) 父母, 祖父母を敬愛し, 家族みんなで協力し合って楽しい家庭をつくること。
よりよい学校生活, 集団生活の充実	(14) 先生を敬愛し, 学校の人々に親しんで, 学級や学校の生活を楽しくすること。	(15) 先生や学校の人々を敬愛し, みんなで協力し合って楽しい学級や学校をつくること。
伝統や文化の尊重, 国や郷土を愛する態度	(15) 我が国や郷土の文化と生活に親しみ, 愛着をもつこと。	(16) 我が国や郷土の伝統と文化を大切に, 国や郷土を愛する心をもつこと。
国際理解, 国際親善	(16) 他国の人々や文化に親しむこと。	(17) 他国の人々や文化に親しみ, 関心をもつこと。
D 主として生命や自然, 崇高なものとの関わりに関すること		
生命の尊さ	(17) 生きることのすばらしさを知り, 生命を大切にすること。	(18) 生命の尊さを知り, 生命あるものを大切にすること。
自然愛護	(18) 身近な自然に親しみ, 動植物に優しい心で接すること。	(19) 自然のすばらしさや不思議さを感じ取り, 自然や動植物を大切にすること。
感動, 畏敬の念	(19) 美しいものに触れ, すがすがしい心をもつこと。	(20) 美しいものや気高いものに感動する心をもつこと。
よりよく生きる喜び		

特別の教科 道徳

小学校第5学年及び第6学年(22)	中学校(22)	キーワード
(1) 自由を大切にし、自律的に判断し、責任のある行動をすること。	(1) 自律の精神を重んじ、自主的に考え、判断し、誠実に実行してその結果に責任をもつこと。	自主、自律、自由と責任
(2) 誠実に、明るい心で生活すること。		
(3) 安全に気を付けることや、生活習慣の大切さについて理解し、自分の生活を見直し、節度を守り節制に心掛けること。	(2) 望ましい生活習慣を身に付け、心身の健康の増進を図り、節度を守り節制に心掛け、安全で調和のある生活をする。	節度、節制
(4) 自分の特徴を知って、短所を改め長所を伸ばすこと。	(3) 自己を見つめ、自己の向上を図るとともに、個性を伸ばして充実した生き方を追求すること。	向上心、個性の伸長
(5) より高い目標を立て、希望と勇気をもち、困難があってもくじけずに努力して物事をやり抜くこと。	(4) より高い目標を設定し、その達成を目指し、希望と勇気もち、困難や失敗を乗り越えて着実にやり遂げる。	希望と勇気、克己と強い意志
(6) 真理を大切にし、物事を探究しようとする心をもつこと。	(5) 真実を大切にし、真理を探究して新しいものを生み出そうと努めること。	真理の探究、創造
(7) 誰に対しても思いやりの心をもち、相手の立場に立って親切にすること。	(6) 思いやりの心をもって人と接するとともに、家族などの支えや多くの人の善意により日々の生活や現在の自分があることに感謝し、進んでそれに応え、人間愛の精神を深めること。	思いやり、感謝
(8) 日々の生活が家族や過去からの多くの人の支え合いや助け合いで成り立っていることに感謝し、それに応えること。		
(9) 時と場をわきまえて、礼儀正しく真心をもって接すること。	(7) 礼儀の意義を理解し、時と場に応じた適切な言動をとること。	礼儀
(10) 友達と互いに信頼し、学び合って友情を深め、異性についても理解しながら、人間関係を築いていくこと。	(8) 友情の尊さを理解して心から信頼できる友達をもち、互いに励まし合い、高め合うとともに、異性についての理解を深め、悩みや葛藤も経験しながら人間関係を深めていくこと。	友情、信頼
(11) 自分の考えや意見を相手に伝えるとともに、謙虚な心もち、広い心で自分と異なる意見や立場を尊重すること。	(9) 自分の考えや意見を相手に伝えるとともに、それぞれの個性や立場を尊重し、いろいろなものの見方や考え方があることを理解し、寛容の心をもって謙虚に他に学び、自らを高めていくこと。	相互理解、寛容
(12) 法やきまりの意義を理解した上で進んでそれらを守り、自他の権利を大切にし、義務を果たすこと。	(10) 法やきまりの意義を理解し、それらを進んで守るとともに、そのよりよい在り方について考え、自他の権利を大切にし、義務を果たして、規律ある安定した社会の実現に努めること。	遵法精神、公德心
(13) 誰に対しても差別をすることや偏見をもつことなく、公正、公平な態度で接し、正義の実現に努めること。	(11) 正義と公正さを重んじ、誰に対しても公平に接し、差別や偏見のない社会の実現に努めること。	公正、公平、社会正義
(14) 働くことや社会に奉仕することの充実感を味わうとともに、その意義を理解し、公共のために役に立つことをすること。	(12) 社会参画の意識と社会連帯の自覚を高め、公共の精神をもってよりよい社会の実現に努めること。	社会参画、公共の精神
	(13) 勤労の尊さや意義を理解し、将来の生き方について考えを深め、勤労を通じて社会に貢献すること。	勤労
(15) 父母、祖父母を敬愛し、家族の幸せを求めて、進んで役に立つことをすること。	(14) 父母、祖父母を敬愛し、家族の一員としての自覚をもって充実した家庭生活を築くこと。	家族愛、家庭生活の充実
(16) 先生や学校の人々を敬愛し、みんなで協力し合ってよりよい学級や学校をつくることとともに、様々な集団の中での自分の役割を自覚して集団生活の充実に努めること。	(15) 教師や学校の人々を敬愛し、学級や学校の一員としての自覚をもち、協力し合ってよりよい校風をつくることとともに、様々な集団の意義や集団の中での自分の役割と責任を自覚して集団生活の充実に努めること。	よりよい学校生活、集団生活の充実
(17) 我が国や郷土の伝統と文化を大切にし、先人の努力を知り、国や郷土を愛する心をもつこと。	(16) 郷土の伝統と文化を大切にし、社会に尽くした先人や高齢者に尊敬の念を深め、地域社会の一員としての自覚をもって郷土を愛し、進んで郷土の発展に努めること。	郷土の伝統と文化の尊重、郷土を愛する態度
	(17) 優れた伝統の継承と新しい文化の創造に貢献するとともに、日本人としての自覚をもって国を愛し、国家及び社会の形成者として、その発展に努めること。	我が国の伝統と文化の尊重、国を愛する態度
(18) 他国の人々や文化について理解し、日本人としての自覚をもって国際親善に努めること。	(18) 世界の中の日本人としての自覚をもち、他国を尊重し、国際的視野に立って、世界の平和と人類の発展に寄与すること。	国際理解、国際貢献
(19) 生命が多くの生命のつながりの中にあるかけがえのないものであることを理解し、生命を尊重すること。	(19) 生命の尊さについて、その連続性や有限性なども含めて理解し、かけがえのない生命を尊重すること。	生命の尊さ
(20) 自然の偉大さを知り、自然環境を大切にすること。	(20) 自然の崇高さを知り、自然環境を大切にすることの意義を理解し、進んで自然の愛護に努めること。	自然愛護
(21) 美しいものや気高いものに感動する心や人間の力を超えたものに対する畏敬の念をもつこと。	(21) 美しいものや気高いものに感動する心をもち、人間の力を超えたものに対する畏敬の念を深めること。	感動、畏敬の念
(22) よりよく生きようとする人間の強さや気高さを理解し、人間として生きる喜びを感じる。	(22) 人間には自らの弱さや醜さを克服する強さや気高く生きようとする心があることを理解し、人間として生きることの喜びを見いだすこと。	よりよく生きる喜び

